ロ　周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

（Ａ＋Ｐ）×Ｃ

注　上記式において、Ａ、Ｐ、Ｃは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ａ：①イ(ハ)イ）Ｃのキロ程に基づき、①及び③に定める方法により算出した額（単位：円）

Ｐ：ループ内に介在する京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路又は高松東道路の料金の額（単位：円）

Ｃ：周回走行回数

ハ　区間料金制区間を連続して通行する場合

①ロ(ロ)の期間において、西名阪自動車道の各インターチェンジと近畿自動車道の各インターチェンジ相互間、西名阪自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道（区間料金制区間）の各インターチェンジ相互間又は近畿自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道（区間料金制区間）の各インターチェンジ相互間を連続して通行する場合の料金の額は、西名阪自動車道の各インターチェンジと松原ジャンクション相互間の料金の額と近畿自動車道の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算、西名阪自動車道の各インターチェンジと松原ジャンクション相互間の料金の額と阪和自動車道（区間料金制区間）の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算、又は近畿自動車道の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額と阪和自動車道（区間料金制区間）の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算した額とする。

ただし、近畿自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道（区間料金制区間）の各インターチェンジ相互間を連続して通行するＥＴＣ車については、この措置による額が、次表の(イ)及び(ロ)に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を超える場合は、この額と同額とする。

(イ)　平成29年６月３日から平成34年３月31日まで

軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
782.909	941.136	996.516	1,455.374	2,325.624

(ロ)　平成34年４月１日以降

軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624

⑤　料金調整

イ　通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、区間料金制区間（①ロ(ロ)の期間に通行するＥＴＣ車に限る。）及び別添６のうちＡ及びＣ（第二京阪道路のうち京田辺松井インターチェンジから門真ジャンクションまでの区間のみ、南阪奈道路及び油小路線を通行する場合はＥＴＣ車に限る。）に掲げる高速道路において、最初に流入したインターチェンジをＡインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをＢインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをＣインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをＤインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてＡ、Ｂ、Ｃ各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Ｄインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が０円を下回る場合には、当該ＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

ＡＤ－（ＢＤ－ＣＤ）－ＡＢ

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、ＡインターチェンジからＢインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）において流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

｜ＡＤ'－ＢＤ'｜＋ＣＤ'－ＡＢ

（注１）上記の算式において、ＡＢ、ＡＤ、ＢＤ、ＣＤ、ＡＤ'、ＢＤ'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

ＡＢ：ＡインターチェンジからＢインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＡＤ：ＡインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＢＤ：ＢインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＣＤ：ＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＡＤ'：ＡインターチェンジからＤ'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＢＤ'：ＢインターチェンジからＤ'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＣＤ'：ＣインターチェンジからＤ'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注２）ＡＤ－（ＢＤ－ＣＤ）－ＡＢによる料金調整において、ＢＤ＜ＣＤとなる場合については、ＡＤ－ＡＢにより算出した額により料金調整を行う。

ロ　集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項第７号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

(イ)　高速自動車国道中央自動車道西宮線の集中工事に伴う料金調整

イ）料金の調整を行う自動車

ニ）Ａ又はＢに定めるインターチェンジ相互間を、近畿自動車道の門真ジャンクションから守口ジャンクションまでの区間並びに第二京阪道路のＡ区間の一部、Ｂ区間及びＣ区間を経由して連続して通行するＥＴＣ車

ロ）料金調整

Ａ　近畿自動車道の門真ジャンクションから吹田インターチェンジ間及び第二京阪道路のＣ区間の通行料金（以下「均一料金」という。）を「０円」とする。

Ｂ　イ）に定める自動車のうち、ニ）Ａに定めるインターチェンジ相互間を通行した場合の均一料金以外の通行料金は、ニ）Ａに定めるインターチェンジ相互間の通行料金を上限とする。